

情報公開条例の対象

各都道府県警の、情報公開条例の対象となる文書を調査しました。

(全国市民オンブズマン連絡会議調べ 2004.10.1 現在)

例えば、H13.4.1 とあれば、H13.4.1 以降に県警が取得・作成した文書が情報公開条例の対象となる、という意味です。保有する文書、というのは、保存期限が来ていない文書全てが情報公開条例の対象となる、という意味です。

都道府県警	条例対象 (日付以降作成された文書)
北海道警	保有する文書
青森県警	H13.4.1
岩手県警	H13.4.1
宮城県警	保有する文書
秋田県警	H14.4.1
山形県警	保有する文書
福島県警	H12.10.1
茨城県警	保有する文書
栃木県警	H13.1.1
群馬県警	H14.4.1 本部 /H15.4.1 署
埼玉県警	保有する文書
千葉県警	H13.4.1
警視庁	保有する文書
神奈川県警	H12.4.1
新潟県警	H14.4.1
富山県警	H14.4.1
石川県警	保有する文書
福井県警	H14.4.1
山梨県警	保有する文書
長野県警	H13.4.1
岐阜県警	H13.4.1
静岡県警	H11.4.1
愛知県警	H13.4.1
三重県警	保有する文書
滋賀県警	H14.4.1

京都府警	H13.9.28
大阪府警	保有する文書
兵庫県警	保有する文書
奈良県警	H14.4.1
和歌山県警	H13.4.1
鳥取県警	保有する文書
島根県警	H13.4.1
岡山県警	H14.4.1
広島県警	H14.4.1
山口県警	H13.4.1
徳島県警	H14.4.1
香川県警	H14.4.1
愛媛県警	H14.4.1
高知県警	H13.4.1
福岡県警	H14.7.1
佐賀県警	H14.1.1
長崎県警	H14.10.1
熊本県警	H13.10.1
大分県警	H13.4.1
宮崎県警	H14.4.1
鹿児島県警	H13.12.1
沖縄県警	H14.1.1